平成２８年（フ）第３７２号
栃木県宇都宮市岩曽町1424番地６、前住所栃木県宇都宮市下岡本町4523番地７
債務者　大吉　義典
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７９号
栃木県小山市西城南５丁目11番地１、前住所岐阜県大垣市枝郷２―35　フラッツＢ303
債務者　中安　竜一
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８７号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目３番５号
債務者　渡邉美代子
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３２号
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根159番地１
債務者　佐伯　幸美
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６８号
東京都青梅市柚木町２丁目462番地の１喜久松苑
債務者　吉村　宏子
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３０３号
岡山市南区福富西２丁目24番45―９号
債務者　松浦　　実
１　決定年月日時　平成28年９月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３０号
岡山市北区青江３丁目２番39号バリエーションＡ106号、旧住所岡山市北区平野937番地
債務者　妹尾　由里
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９号
栃木県佐野市小見町２番地
債務者　菊澤　幸藏
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４６４号
静岡市清水区殿沢１丁目１番18号
債務者　横山　清美
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６７号
静岡市駿河区高松1851番地　興津荘３号、旧住所静岡市葵区瀬名川２丁目34番45号
債務者　佐藤　五郎
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第７２号
北海道旭川市末広８条６丁目5307番地　特別養護老人ホーム誠徳園、申立時の住所北海道旭川市川端町３条６丁目３番13号左
破産者　島田　真弓
１　主文　当裁判所が平成28年６月29日午後５時にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道旭川市川端町３条６丁目３番13号左」とあるのを「北海道旭川市末広８条６丁目5307番地　特別養護老人ホーム誠徳園、申立時の住所北海道旭川市川端町３条６丁目３番13号左」と更正する。
２　決定年月日　平成28年８月31日
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第７２０号
宮城県岩沼市南長谷字角方６番地１
破産者　有限会社東北パックサービス
１　決定年月日　平成28年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
相模原市中央区東淵野辺４丁目15番１号
破産者　有限会社秋山商店
１　決定年月日　平成28年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１７１６号
愛知県春日井市細木町２丁目46番地
破産者　堀田商店株式会社
１　決定年月日　平成28年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３１３号
大阪府枚方市長尾元町７丁目74番10号
破産者　有限会社桜建材
１　決定年月日　平成28年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６６０号
奈良県磯城郡田原本町大字阪手182番地の２
破産者　株式会社アルファ
１　決定年月日　平成28年９月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部